

平成18年2月22日
17(達)第45号

○ 経営顧問会議の設置について

(目的)

第1条 独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)の経営を行うに当たり、経営の健全性、効率性及び透明性を維持するために、外部の客観的、専門的かつ幅広い視点から、経営上の重要事項について包括的に助言及び提言を受けることを目的として、経営顧問会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について助言及び提言を行う。

- (1) 「原子力二法人の統合に関する報告書」(平成15年9月19日付け原子力二法人統合準備会議)における「経営の基本的考え方」に基づく機構の経営の評価に関する事項
- (2) 経営に係る重要事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が諮問する事項及び議長が特に必要と認める事項

(組織構成)

第3条 会議は、議長及び委員若干名をもって構成する。

(委員)

第4条 議長および委員は、理事長が委嘱する。

- 2 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1期2年とする。ただし、任期の限度を中期計画期間内とする。

- 2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議招集)

第6条 会議は、理事長の要請を受けて議長が招集する。

2 議長は、必要に応じ、議長が認める者を出席させることができる。

(結果の処理)

第7条 理事長は、会議の結果を尊重し、機構の業務運営に反映する。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、総務部の協力を得て、経営企画部が行う。

附 則

この達は、平成18年2月22日から施行する。